

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

役員および役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(

目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人青少年自立援助センター（以下「当法人」という。）の役員および事務局職員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当法人の役員および事務局職員対して適用する。

2 本規程でいう役員とは、理事のことを指し、事務局職員とは事務局の役職員をいう。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合

（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによっ
てかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

(申告後の対応)

第4条 前3条の規定に基づく申告を受けた理事長は、専務理事と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事および監事である場合には事務局職員の内、理事長が指名した者が協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

付 則

この規程は、令和1年9月1日より施行する。